

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性ならびに透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題のひとつと位置付け、実践をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社京都銀行	3,568,400	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,950,100	3.78
株式会社みずほ銀行	2,690,000	3.45
日本生命保険相互会社	2,670,212	3.42
ニチコン取引先持株会	2,654,900	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,221,700	2.85
株式会社三井住友銀行	2,200,021	2.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000,000	2.56
平井信子	1,915,000	2.46
CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY	1,619,300	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

株式会社みずほ銀行およびその関係会社から、平成26年5月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年5月15日現在で4,714千株保有している旨、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成24年10月1日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年9月24日現在で4,126千株保有している旨の報告を受けておりますが、いずれも当社として、実質所有株式数の確認ができないため、平成27年3月末日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿部 惇	学者											
松重 和美	学者											
勝田 泰久	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 惇	○	- 独立役員 - 民間企業の出身者 - 立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター上席研究員	民間企業における技術経営の実践に加え、大学教授を歴任しており、学識経験者としての高い見識と豊富な経験を当社経営に活かし、客観的な立場から助言・指導をいただくことで、当社経営体制をさらに強化するため、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
			大学教授・学長としての豊富な学識経験と高

松重 和美	○	・独立役員 ・京都大学名誉教授 ・四国大学学長	い見識を活かし、客観的な立場から助言・指導をいただくことで、当社経営体制をさらに強化するため、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
勝田 泰久		・民間企業の出身者 ・大塚製薬株式会社監査役 ・大阪経済大学理事	長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識に加えて、他社の取締役、監査役、大学教授を歴任された経験を活かし、客観的な立場から助言・指導をいただくことで、当社経営体制をさらに強化するため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査計画ならびに監査実施状況を基に、必要ある都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。また、監査役と監査・法務室とは、必要ある都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、法令遵守を初めとする当社経営方針の浸透度あるいは危機管理のための体制整備状況の確認にかかる監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 英樹	税理士													
森瀬 正博	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 英樹		税理士	財務および会計に関する高い見識と豊富な経験を当社経営に活かし、客観的な立場から企業の健全性の確保、透明性の高い監査体制の充実・強化を図るため、社外監査役として選任しております。
森瀬 正博		他の会社の出身者	当社の主要な取引先である株式会社京都銀行の出身であります。当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入金は当社の総資産と比べ僅少であること、および同行の当社に対する持株比率も5%未満と小さいため、当社と同行との間に特別な利害関係はないと判断しております。 同氏は、現在、同行の子会社である株式会社京都総合経済研究所の代表取締役会長に就いております。当社と同社との間には一切の利害関係はありません。 また、長年金融業務に携わっており、金融機関における財務・会計およびその他専門的知識を当社経営に活かし、客観的な立場から企業の健全性の確保、透明性の高い監査体制の充実・強化を図るため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、適合項目に関する補足説明の記載に関し、軽微基準を定めております。当社の直近決算期の連結売上高の0.1%未満の取引および寄付金額については、軽微な金額として記載および説明を省略しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成11年、平成12年、平成13年、平成14年、平成15年、平成16年、平成17年、平成18年にストックオプションを付与しましたが、平成23年6月30日で行使期間が全て終了しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書では、「役員報酬等」として「役員区分ごとの報酬等の総額」を開示しております。事業報告では、「取締役および監査役の報酬等の総額」中に、定款又は株主総会決議に基づく報酬等について開示しております。

平成27年3月期における取締役報酬

取締役に対して支払った報酬等：147百万円（うち、社外取締役2名 12百万円）

(注) 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与および賞与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等については、平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額(取締役:年額280百万円以内、監査役:年額50百万円以内)の範囲内において決定しております。各取締役の報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議により決定し、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、役員退職慰労金については、平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会終結時をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して総務部が連絡窓口その他のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会において重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っております。

取締役会の運営におきましては、意思決定の迅速化を図るために取締役会を必要に応じ随時開催し、十分な協議により公正かつ確かな決定を行うとともに、その担当取締役の業務執行の状況を監督しております。また、社外取締役3名(内、独立役員2名)を選任しており、民間企業における技術経営等の実践に加え、学識者としての高い見識と豊富な経験を当社経営に活かし、客観的な立場から助言・指導を受けております。なお当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割を明確にするため執行役員制度を導入しており、業務分掌・職務権限の明確化と業務部門毎の特性に応じた機動的な意思決定により、経営の迅速化と適正かつ効率的な業務執行を図っています。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行および当社の業務や財産の状況の調査を基に、適法性監査を行うとともに、本部・事業所およびグループ企業の往査等を通じて経営状況を把握するなど業務監査を実施しております。また、監査役会において相互に職務執行の状況について報告を行うとともに、会計監査人とは、監査計画ならびに監査実施状況を基に、必要ある都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めるとともに、監査・法務室とは、必要ある都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、法令遵守をはじめとする当社経営方針の浸透度あるいは危機管理のための体制整備状況の確認にかかる監査の実効性と効率性の向上に努めております。加えて、新たに監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を取締役と監査役会が協議のうえ選任して配置しております。なお当社は、監査役が法定の員数を欠くに至った場合に備えるため、あらかじめ補欠監査役制度を導入しております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査を受け、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。なお、平成27年3月期において業務を執行した公認会計士は、松尾雅芳、長野秀則の2名であり、継続関与年数は7年以内であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役が、取締役の職務執行を監査しております。

当社の取締役は、社外取締役3名を含む計7名となっております。迅速な経営判断を行うことができるよう少人数で構成するとともに、経営戦略をはじめとする会社運営上の重要な事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない立場で、幅広い見識や知見を取り入れるため、社外取締役も選任しており、適切な経営判断が行われる体制になっていると考えております。あわせて、代表取締役直轄の監査・法務室、CSR室を設置し、内部監査等を実施することにより、更に機能的な体制を構築できるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定期日に係らず、総会開催日の20日前までに発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットに接続して議決権の行使ができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の増加に伴い、招集通知の英語版を作成しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表後において、アナリストや機関投資家向けに財務情報や戦略など投資判断に必要な情報についての説明会を年2回(50社程度参加)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.nichicon.co.jp)において、IRニュース、財務ハイライト(過去5年間財務ハイライト)、財務情報/IR情報(決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、統合報告書)開示	
IRIに関する部署(担当者)の設置	取締役 執行役員常務 IR室長 近野 斉	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、平成14年10月に「ニチコングループ行動規範」を定め(平成25年4月改訂)、当社ならびに当社グループの役員および従業員は、当社の社会的な責任を十分に自覚し、あらゆる企業活動の場において関係法令および社内ルールを遵守し、職場規律の徹底と社会倫理に適合した行動をとることが当社の健全な発展のために不可欠であるとの認識のもと、日常の業務遂行において遵守すべき事項を定め、啓発活動を継続しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成9年12月に「ニチコングループ環境憲章」を制定し(平成13年7月改訂)、グループ全体の環境理念と活動指針を定め、地球との共生を推進し、人と環境に優しい社会の実現に向けて取り組んでおります。統合報告書(日本語版および英語版)を作成、開示しております。(当社ホームページにおいても開示しております。)また、平成15年6月にCSR室を設置し、CSRに関わるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント、環境マネジメントおよび情報セキュリティの委員会組織を設置し、ステークホルダー(顧客、株主および投資家、取引先、従業員、地域、国際社会など利害関係者)に対し、企業の社会的責任を果たすための取組みをグループ全体で推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ニチコングループ行動規範において「株主・投資家のみなさまに対し、会社の経営内容、事業活動状況等の企業情報の開示を関係法令に従って行います」と規定しております。具体的には、会社法、金融商品取引法、各種法令および当社がその株式を上場する株式会社東京証券取引所の定める規則を遵守し、同所の定める「有価証券上場規程」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家等をはじめとする全てのステークホルダーに対し適時・正確かつ公平に情報を開示するよう努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、積極的に社会的責任を果たしていくことが企業の責務であると考え、コーポレートガバナンスや法令遵守（コンプライアンス）はもちろん、社会貢献、企業倫理、リスクマネジメント、ステークホルダー（顧客、株主および投資家、取引先、従業員、地域、国際社会など利害関係者）との関わり、環境保全活動や環境マネジメントシステムの運用など、多岐にわたる分野についてCSRをより強く意識した経営を推進してまいりました（今日まで他社に先駆け平成15年6月にCSR室を設置し、ニチコングループCSR憲章、ニチコングループ行動規範、ニチコングループ環境憲章等を制定済み）が、引き続きその改善・強化を図り、当社グループの管理体制の整備・拡充を図ってまいります。また、自然災害などの発生を想定した安全な生産体制の確立、地域住民への協力・情報提供などについて向上を図ることで、当社グループの社会における存在価値を高めてまいります。

1. 「取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が「経営理念」を具現化していくために、法令・定款および社内規則はもとより、健全な社会規範、倫理規範を守り、「ニチコングループ行動規範」（平成25年4月に改訂2版発行）に則った職務を遂行し、企業風土の醸成と教育・啓発活動の推進に努めています。なお、改訂後の行動規範では、EICC（電子業界行動規範）が求める労働、環境保全、安全衛生、倫理などの要求事項を反映させています。
これらを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置しています。
- (2) コンプライアンス体制は、全社会議や各階層別・各職種別の研修・啓発活動を定期的に行い、その確保に努めています。
また、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を設けるとともに、CSR推進委員会のコンプライアンス小委員会が法令・規程・ルール等の遵守体制の整備と、コンプライアンスに関わる学習教材を定期的に配布するなどの啓発に努めています。
- (3) 監査・法務室は、定期的に当社および当社グループ会社の内部監査を実施する際に、コンプライアンスの周知徹底と統制環境の確認を行っています。
- (4) 監査役は、当社および当社グループ会社の法令・定款等の遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる体制としています。
- (5) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体に対しては断固たる態度をとり、一切関係を持たないこと、活動を助長するような行為をしないこと、を「ニチコングループ行動規範」に定め、正しく公正な企業であり続けることを宣言しています。対応統括部署の設置、情報の収集、外部専門機関との連携および社内での啓発活動などにより、毅然とした態度で臨んでいます。

2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づく「情報管理規程」「文書管理規程」等の充実を図っています。これらの関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）を記録するとともに、その取扱いについては適切に検索性の高い状態で保存および管理の運用を行っています。

3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 当社および当社グループ会社は、損失・リスクをあらかじめ回避するとともに、万一リスクが発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「リスクマネジメント規程」を制定し、運用しています。
- (2) 損失・リスクから会社を守り、社会からの信頼を維持するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置しています。損失やリスクの危険の管理については、当委員会のリスクマネジメント小委員会がCSR室および総務部と連携して全社リスクの定期的な集約・評価を行い、実施状況の確認を行っています。また、使用人に対するリスクマネジメントに関する教育・訓練も実施しています。事業における損失・リスクには法令遵守、人権・労働、安全・衛生、災害、品質、環境、情報、輸出管理、与信等がありますが、企業経営に重大な影響を及ぼすこれらリスクの排除・軽減を図る体制も構築しています。
- (3) また、平成23年3月に発生した東日本大震災からの学習事項として、災害等の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でも早期復旧を目指した体制、事業継続計画（BCP）および事業継続マネジメント（BCM）の見直しと追加構築に取り組んでいます。
- (4) 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、関連する法令等に従って内部統制活動の実施状況を評価し確認することにより、リスク管理を実効性のあるものとしています。これを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設置しています。

4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 当社は、取締役による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行うために、取締役会の少人数化と、随時開催による迅速かつ適正な決定を図っています。
取締役会は、定期的に業務執行の進捗状況の評価し、改善策を策定し、全社的な業務執行の効率化を実現する体制を構築しています。一方、経営の監督機能と業務執行機能の役割を明確にするために、執行役員制度を導入しており、業務分掌・職務権限の明確化と業務部門毎の特性に応じた機動的な意思決定により、経営の迅速化と適正かつ効率的な業務執行を図っています。
- (2) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務分掌規程」「職務規程」「関係会社管理規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査しています。

5. 「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社および当社グループ会社では、コンプライアンスの推進、遵法精神の啓発、企業倫理意識の育成、リスクマネジメントの周知徹底および社会的責任の遂行などを、グループ共通の価値観として共有するよう努めています。

また、「関係会社管理規程」「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社とグループ会社間で管理・指導・報告などの連携を密にし、内部統制システムの推進はもとより、ニチコングループとしての事業活動の健全性・効率性ならびに財務報告の信頼性の確保のために、業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させています。

監査役および監査・法務室は、当社および当社グループ会社の業務執行状況について監査や診断等を実施し、その結果を取締役に報告しています。

6. 「監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

平成27年4月1日付で、新たに監査役室を設置し、監査役職務を補助すべき使用人を取締役と監査役会が協議のうえ選任して配置しました。当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、その人事については、任命・異動・評価・賃金等の問題も含め、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保しています。

7. 「取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生したときは、遅滞なく監査役に報告を行うこととしています。

監査役は当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしています。

監査役は当社および当社グループ会社の取締役会や重要な会議等に出席して意見を述べるほか、必要に応じて取締役または使用人に重要書類、稟議書等の閲覧、報告を求めることができる体制を確保しています。また、取締役の業務執行、当社および当社グループ会社の業務や財産の状況の調査、重要案件の稟議書の閲覧などにより監査を行っています。

監査役は監査の実効性を高めるため、会計監査人および監査・法務室から定期にあるいは必要に応じて内部監査の状況報告を受けています。なお、前記に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことはいたしません。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めるとともに、体制の整備を図っております。

反社会的勢力排除に向けて、当社グループは、「ニチコングループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとり、関係を遮断する旨の基本的な方針を制定し、周知徹底を図るともに対処統括部署の設置、情報の収集、外部専門機関との連携を講じております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、「より良い地球環境の実現に努め、価値ある製品を創造し、明るい未来社会づくりに貢献していくこと」を経営理念に掲げています。また、倫理的・社会的責任を果たすとともに、株主の皆様をはじめとする全ての人々を大切にし、企業価値の最大化を目指して、「誠心誠意」をもって「考働(※)」しております。

この経営理念に基づき、会社の支配に関する基本方針として、当社に対し買収提案が行われた場合は、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様委ねられるべきであり、またその場合に株主の皆様が、十分な情報と相当な検討期間に基づき、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じた判断(インフォームド・ジャッジメント)を行えるようにすることが、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため必要であると考えております。

(※)考働: 考えて働くという当社の造語。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制の概要

(1) 適時開示に係る社内の基本姿勢

当社は、公正で透明性の高い経営を実現し、顧客、株主、投資家等のさまざまなステークホルダーの皆様に責任を果たすため、企業の社会的責任を十分に自覚し、あらゆる企業活動の場において、証券取引に関連する関係法令および証券取引所の諸規則を遵守するとともに、株主、投資家との信頼関係を構築、維持するため、投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報の適時適切な開示が極めて重要な責務であると認識しており、適時開示に誠実に取り組んでおります。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、重要な会社情報を公正かつ適時・適切に開示するため、決定事実、決算情報は取締役会で承認または決議後、また、発生事実(リスク情報を含む)は、発生時点において情報取扱責任者が取締役会またはトップマネジメントに上程し承認または決議後、適時開示規則で開示が求められているもの、当社が適時開示すべきと判断したものに関して、速やかに適時開示(東証でのTD-net、当社ホームページおよび記者クラブへの資料投函等)を行う体制を整えております。

【参考資料：模式図】

